

民生児童委員の一斉改選について

(改選手順)

<事務局推薦方針案>

“やむを得ない理由がある場合を除き、できる限り再任をお願いする。”

“現在、1期、2期目の委員については、特に再任をお願いする。”

↓
辞任の意向



自治会長に辞任の意向を伝える。



その後

事務局(福祉課 課長 小澤、担当 阪本)まで、辞任を伝える。

(口頭又は文書)

《期限:7月8日(金)まで》



○事務局が、該当する自治会へ交代人員の選出依頼を行う。(事務局=町)

○自治会は、事務局に回答を行う。(本人了解の上)

《期限:8月15日(月)まで》 ※主任児童委員は除く



○北栄町民生委員推薦会を開催

<9月上旬決定見込>

《今後の自治会への対応等》

・7月自治会長会において、今後の進め方について説明を行う。

(内容)「民生委員・児童委員とは」「担当世帯数一覧」等

・担当自治会が複数にわたる委員の辞任・推薦については、該当する自治会間において決定を行う。

・自治会から8月15日(月)を目途に、本人了解の上、報告をいただく。

(電話可)

(担当)福祉課 福祉支援室
阪本
電話:37-5852